南千里中進路だより

令和５年11月10日
第６号

〇予備懇談

２学期が始まり、総合文化発表会、体育大会と、あっという間に行事が終わりました。そして、実力テストがあり、いよいよ予備懇談が今週から始まっています。２回行われた実力テストの結果と、１学期の評定をもとに、みなさんの希望と照らし合わせながら進路を決定していきます。そもそも予備懇談は、12 月の三者懇談がスムーズに進むようにするものですので、話した内容は、必ず保護者の方に伝えるようにしてください。場合によったら、予備懇談を２回、３回する人も出るかもしれませんので、そのときはよろしくお願いします。

〇受験に向けて

４月から振り返ってみると、もう７か月も経ちました。私立入試まであと３か月、公立の一般選抜まであと４か月です。むやみに不安をあおるわけではありませんが、本当に、もうすぐです。気持ちが受験に向かっていない人がもしいるなら、今すぐに切り替えてください。また、不安で不安で仕方がない人もいるかもしれません。ただ、やみくもに不安がっても仕方がありません。今できることをしっかりとやりましょう。それでも、無理しすぎることもよくありません。大切なのは、メリハリをつけることです。やるときはやり、息を抜くときは抜く。規則正しい生活を心がける。時間を守り、授業の準備をしっかりして授業に挑み、50 分間集中して授業を受ける。その繰り返しが大切だと思います。朝ぎりぎりに教室に駆け込んできたり、休み時間に次の授業の準備もせずに遊んでいたり、先生の話を聞かずに別のことをしたりしていませんか？　そういう少しずつの心掛けが、君たちの進路をより良いものにしてくれると、先生は思っています。

【保護者の方へ】

大阪府内の公立高等学校を受験するに際し、次の項目に該当する場合は、出願時に特別事情申告書という書類を提出しなくてはなりません。つきましては、該当する場合は必ず担任の先生にご連絡ください。

１．　本人の住所が府内にあり、保護者のうち一方（父または母）の住所は府内にあるが、ほかの一方の住所が特別な事情（単身赴任等）により府内にない者

２．　本人の住所は府内にあるが、特別な事情により保護者の住所が府内にない者

３．　本人は府内に居住しているが、特別な事情により住所が府内にない者

※「住所が府内にない」というのは、「住民票の住所が大阪府ではない」ということです。住民票の住所を大阪府外（海外も含む）に移していることが該当します。単身赴任されている場合でも、住民票の住所が大阪府の場合は該当しません。